

（仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書について 答申

本審査会は、令和３年４月２１日に市長から（仮称）広島西ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書について諮問を受け、これまで２回の審査を行った。

本事業は、広島市佐伯区湯来町、安芸太田町及び廿日市市を事業実施区域として、全高最大１５０ｍ程度の風力発電機を最大３６基設置するものである。

本事業の特性や地域特性に応じた環境影響評価を適切に実施し、その結果を環境保全措置等に適正に反映させるため、以下のとおり意見を述べる。

１ 全体的事項

- (1) 今後の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、環境への影響の回避を最優先に検討するとともに、可能な限り、森林の伐採を回避できるような事業計画とすること。
- (2) ２に示す個別的事項の内容に加え、様々な立場から述べられた環境の保全の見地からの意見、市の専門機関や複数の専門家等の助言などを踏まえて、現地確認及び情報収集を適切に実施し、環境影響評価の手法の見直し、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。また、その過程において、環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合には、事業の縮小や中止を含む事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 風力発電機、土砂処分場及び沈砂池等の配置や規模、工事用資機材等の搬出入経路など、環境影響評価の手法の適否を判断するために必要な事項が環境影響評価方法書に示されていないことから、これら必要な事業の諸元を環境影響評価準備書において明らかにした上で、騒音、振動、水質、動物、植物、生態系及び廃棄物等への影響に係る調査、予測及び評価を適切に行うこと。
- (4) 本事業を進めるに当たっては、住民等の疑問や意見を積極的に聴取するとともに、それに対して丁寧かつ十分な説明を行い、誠意をもって対応すること。
- (5) 事業実施区域周辺には、土砂災害特別警戒区域等土地の改変に慎重を要する区域が多数存在する。災害や事故が発生した場合には、住民等が危険にさらされることはもちろんのこと、森林や植生の破壊あるいは土砂流出など環境への甚大な影響が生じることから、本事業により災害や事故が発生するおそれのないよう、専門家等の意見も聴きながら、安全確保のための適切な対策を講じること。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び粉じん等について、必要に応じて、環境影響評価項目として選定すること。

なお、環境影響評価項目として選定しない場合には、その理由を環境影響評価準備書に明記すること。

(2) 騒音及び超低周波音

ア 風力発電機の稼働に係る騒音及び超低周波音の影響について、調査地点を各集落の最寄りの地点に設定するとともに、調査地域を風力発電機設置想定範囲から概ね5 km程度以内に拡大するなど、より広範囲の影響について調査すること。

イ 夜間に工事用資機材等の搬出入を行う場合には、その時間帯の現地調査を行うこと。その際、適切な予測及び評価が実施できるよう、等価騒音レベルだけでなく、必要に応じて、90%レンジの上端値についても算出すること。

ウ 超低周波音による影響について、評価基準を環境影響評価準備書に明記すること。

(3) 振動

ア 建設機械の稼働に伴う振動について、必要に応じて、環境影響評価項目として選定すること。

なお、環境影響評価項目として選定しない場合には、その理由を環境影響評価準備書に明記すること。

イ 風力発電機の稼働に伴い発生する振動が杭及び岩盤を通して伝わる影響も考慮して、調査、予測及び評価の必要性について検討すること。

(4) 水質

ア 工事の実施時のみならず、地形改変に伴う水質の影響についても、環境影響評価項目として選定すること。

イ 調査地点については、主な河川等だけではなく、住民等に対する利水状況の聞き取り等を行い、原則として、集落ごとに選定すること。

ウ 土壌の沈降試験は、搬入用道路も含め、地形改変を行うことが想定される区域の土壌の種類ごとにそれぞれ行うこと。

エ 予測条件として、日常的に想定される程度の降雨量だけではなく、近年頻発している豪雨等における雨量についても可能な限り想定し、調査、予測及び評価を行うこと。

オ 残土の処分場を事業実施区域内に設置する場合には、その設置する地点に応じて調査地点を追加し、必要な調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 風車の影

風車の影による住居等への影響はもちろんのこと、植物の生育や形態形成等への影響についても、調査、予測及び評価の必要性について検討すること。

(6) 動物、植物及び生態系

動物、植物及び生態系については、広島市安佐動物公園、広島市森林公園昆虫館及び広島市植物公園からの意見聴取の結果を踏まえるとともに、必要に応じて、現地の状況に詳しい専門家との意見交換や同行調査等を行うなどして、適切な調査時期や地点、方法等について慎重に検討した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

なお、売買等を目的とした乱獲や密漁の防止のため、調査結果の公開には留意すること。

ア 動物

- ・ 調査期間については、動物の種ごとに繁殖期を考慮して設定すること。特に、クマタカの調査については、この地域では隔年で繁殖しているとの報告もあることから、少なくとも2営巣期は実施すること。
- ・ 造成等の施工による一時的な影響、また地形改変及び施設の存在による水生動物への影響についても、必要に応じて、環境影響評価項目として選定すること。

なお、環境影響評価項目として選定しない場合には、その理由を環境影響評価準備書に明記すること。

- ・ 渡り鳥に係る調査は、猛禽類に限らず、他の種についても広く実施すること。
- ・ 環境DNA調査は、オオサンショウウオに限らず、実施可能なものについては他の水生生物群も含めて網羅的に実施すること。なお、調査については、その検出限界（50m）を考慮し、本流及び支流においてそれぞれ地点を選定するとともに、個体が見つかりやすい時期に複数回実施すること。
- ・ コウモリ類の調査地点については、広島市安佐動物公園の意見を参考として、複数個所を選定すること。
- ・ 自動撮影調査については、少なくとも各季1か月以上は継続して実施すること。
- ・ 直接観察法による調査に当たっては、動物の行動時間帯を考慮し、昼間と夜間の時間帯それぞれにおいて実施すること。また、十分な調査日数を確保すること。

- ・ 魚類に係る調査は、環境DNA調査のみならず、潜水や釣り、小型定置網など網羅的な方法により行うこと。
- ・ 樹上性昆虫類の調査方法について、より効果的な方法を選定すること。

イ 植物

- ・ 事業実施区域内には、重要な植物群落であるブナミズナラ群落が分布しており、土地の改変などによる影響が懸念される。ブナ林に対する影響を可能な限り回避・低減するため、現地調査を綿密に行った上で現在のブナ林の分布状況を把握し、事業に伴う影響について適切に予測及び評価を行うこと。
- ・ 造成等の施工による一時的な影響、また地形改変及び施設の使用による水生植物への影響についても、必要に応じて、環境影響評価項目として選定すること。
 なお、環境影響評価項目として選定しない場合には、その理由を環境影響評価準備書に明記すること。
- ・ 風力発電機のブレードの旋回に伴う風圧による樹木等への影響について、調査、予測及び評価の必要性について検討すること。

ウ 生態系

- ・ 生態系に係る注目種の選定に当たっては、鳥類に限定するのではなく、市の専門機関等の意見を参考として、ツキノワグマやオオサンショウウオなどを含め、網羅的に検討すること。
- ・ ブナ林に付随して生息する昆虫やきのこ類、コケ類などの生態系を保全するため、現在のブナ林の分布状況を把握し、事業に伴う影響について適切に予測及び評価を行うこと。
- ・ 湿原生態系について、その分布状況を把握し、事業に伴う影響について適切に予測及び評価を行うこと。

(7) 景観

- ア 調査に当たっては、日常生活の場としての視点や観光資源としての視点などから、住民等との綿密な事前確認を行うこと。
- イ 風力発電機に加えて、送電線や変電施設、航空障害灯等も景観に影響を及ぼすことから、これらを含めて調査、予測及び評価を行うこと。
- ウ 景観への影響については、紅葉の時期を含む季節ごとの見え方の違いも含め、フォトモンタージュ写真及びその他の方法を用いて、環境影響評価準備書手続において視

覚的に分かりやすく明示すること。

- エ 景観への影響を回避又は十分低減するため、風力発電機を住居等や観光施設からできる限り視認できない配置計画とするとともに、風力発電機が視認できない地域においても、住民等が心理的圧迫感を受けるおそれがあることに十分配慮し、風力発電機の設置数や出力の縮小など、配置計画を検討すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

- ア 人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査については、住民等による地域活性化の取組状況等にも着目して、聞き取りや現地確認などを綿密に行い、当該取組状況等も踏まえて調査地点の選定、予測及び評価を行うこと。
- イ 事業実施区域周辺には温泉の源泉が存在しており、土地の改変による湯量の減少や泉質への影響が懸念されることから、温泉の状況の変化に係る調査、予測及び評価の必要性について検討すること。

(9) 産業廃棄物

- ア 事業の実施に伴い、多量の廃棄物の発生が懸念されることから、その抑制について十分検討し、事業計画に反映させること。また、予測及び評価に当たっては、廃棄物の種類及び発生量に加えて、中間処理量や再生利用量、最終処分量についてもそれぞれ算出すること。
- イ 施設の更新・撤去により発生する廃棄物の取扱いや、稼働中の施設の維持管理により発生する廃棄物の影響について整理し、環境影響評価準備書に明記すること。

(10) 残土

- ア 残土の予測及び評価に当たっては、発生量に加えて、最終処分量及び再生利用量についてもそれぞれ算出すること。
- イ 残土の処分場を事業実施区域内に設置する場合には、その位置や規模、構造等について環境影響評価準備書に明記するとともに、処分場から流出する濁水等による、水質、動物、植物及び生態系等への影響についても、予測及び評価を行うこと。